

平成29年度管理者研究会

裁判所の現状と課題 ～情報政策の観点から～

平成29年4月18日

最高裁判所事務総局情報政策課
情報セキュリティ室長兼参事官

橋 爪 信

本日の予定

第1 裁判所の情報化の現状等

第2 管理者の役割(情報セキュリティと統計
を中心として)

第1 裁判所の情報化の現状等

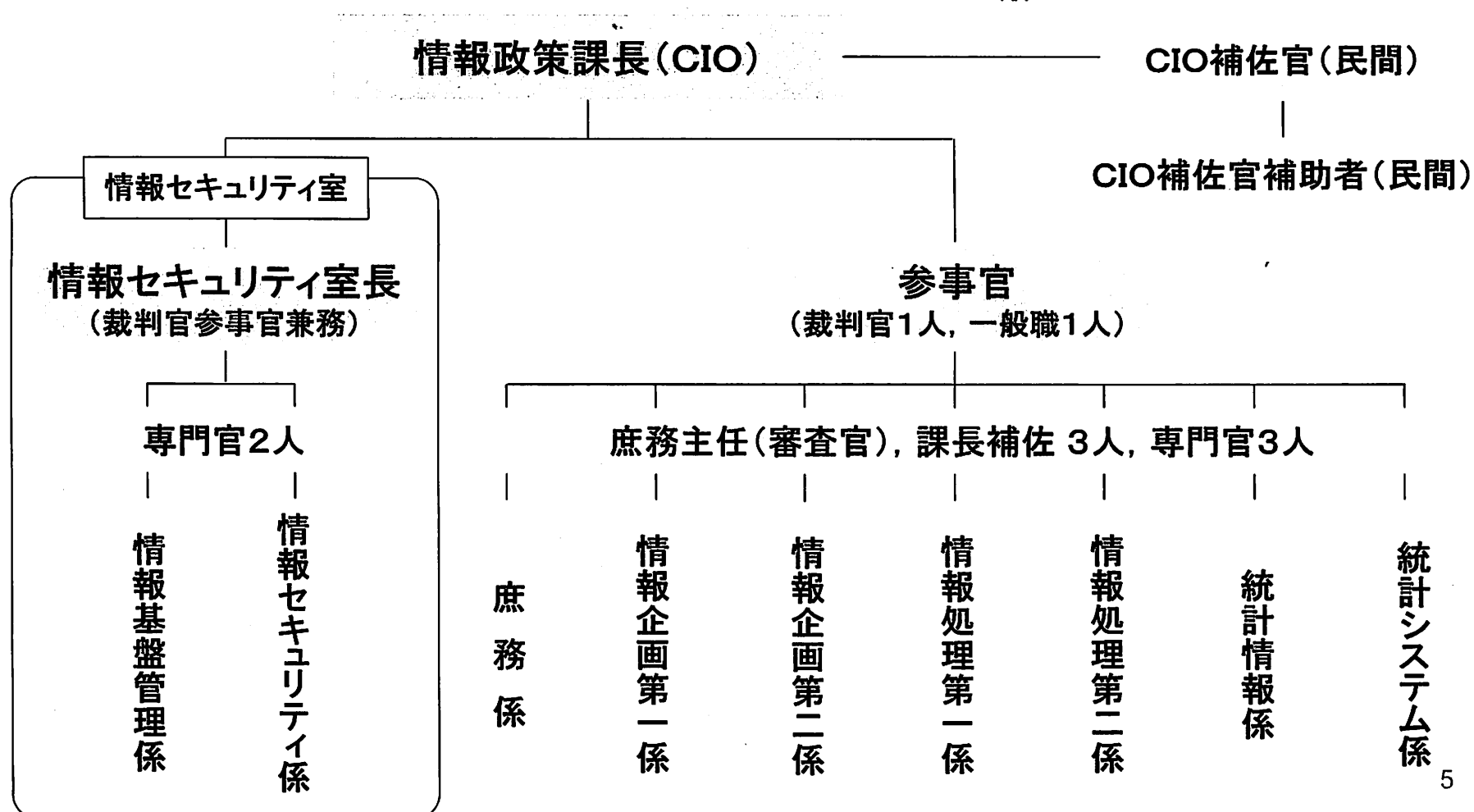
- 1 情報政策課の紹介
- 2 裁判所の情報化の意義
- 3 裁判所の情報化の流れ

1 情報政策課の紹介

情報政策課の構成

平成29年4月1日現在:61人(裁判官2人, 一般職57人, 民間人2人)

※CIO:Chief Information Officer



各係の主要な担当業務

- 庶務係
課の庶務
- 情報企画第一係
課の予算要求, 情報化事務の企画全般
- 情報企画第二係
パソコン, プリンタ, アプリケーションソフト等の整備
- 情報処理第一係
期日進行管理プログラム(簡裁民事)の運用・改修
調停委員出勤管理プログラムの運用・改修
督促事件処理システムの運用・改修
少年事件処理システムの運用・改修
- 情報処理第二係
MINTASの運用・改修
KEITASの運用・改修
期日進行管理プログラム(刑事)の運用・改修

- 統計情報係
統計データの集約, 統計数値照会対応, 司法統計年報刊行
- 統計システム係
統計事務用システム(月報・年表システム, 事件票チェックシステム, SSDBS等)の運用・改修

情報セキュリティ室

- 情報基盤管理係
J・NET, 最高裁データセンタ, 多機能サーバ等の裁判所の
情報化基盤の整備・運用
J・NETアドレス帳, J・NETポータル^oの運用
- 情報セキュリティ係
情報セキュリティ対策

2 裁判所の情報化の意義

社会，経済状況の変化等を反映して，当事者の利害の対立が複雑化・深刻化し，裁判所に求められる役割がますます幅広く，深くなっている。

一方，我が国を取りまく諸情勢により，裁判所の予算や定員の増加は困難・・・。



そこで

ITのサポートによる

- ① 裁判事務，司法行政事務の合理化・効率化
 - ② 利用者である国民等に対するサービスの増強
- が必要となる。

3 裁判所の情報化の流れ

平成16年度

情報政策課の設立

平成17年度

全国職員からの意見聴取・情報化戦略計画策定

平成18年度

MINTASの開発開始

平成19年度

情報セキュリティポリシーの策定

職員ポータルサイトの運用開始

Internet Explorer, Outlook Expressの全国展開完了

平成20年度

MINTASの地裁への導入展開開始
KEITASの開発開始

平成23年度

MINTASの地裁への全国展開完了
KEITASの地裁への導入展開開始
情報化戦略計画の改定

平成24年度

高地家裁における情報化担当部署の整備
システムの全体最適化計画の策定
最高裁判所データセンタへのサーバ移転計画の実行
MINTASの高裁への導入展開開始
KEITASの地裁への全国展開完了

平成25年度

システムの全体最適化計画の実行
最高裁判所データセンタの運用開始
MINTASの高裁への全国展開完了

平成26年度

情報セキュリティポリシーの改定
MINTASの家事分野対応改修
少年事件処理システムの  改修

平成27年度

情報セキュリティポリシーの改定
MINTASの家裁への全国展開完了

平成28年度

システムの全体最適化計画の改定
職員貸与パソコン及び共用パソコンの一斉更新


「情報化戦略計画」の概要

(平成17年12月策定, 平成23年12月改定)

■ 裁判所における情報化の基本理念

- ◇裁判所の事務の合理化及び効率化と裁判機能の充実
- ◇国民の利便性の向上

□ 基本理念を実現するための基本方針

- ◇情報化推進体制の整備
- ◇情報システム及びその技術基盤の整備

□ 3つの重点的課題とその取組

- ◇情報システムの全体最適化
- ◇情報セキュリティ水準の向上
- ◇災害等に強い情報システムの構築等

改定後の最適化計画

目的

- ・ ITコスト削減
- ・ 十分なセキュリティ対策の実施



- ・ 真に必要なかつ合理的な情報システムの在り方を検討するための指針
 - 業務要件の吟味, 決定
 - 目標(定量的な指標)の設定及び達成状況の管理
- ・ 情報システムの具体的な整備, 運用に当たっての指針
 - 情報システムの整備に向けて
 - 機能要件及び非機能要件の決定
 - 適切かつ合理的な情報システムの運用
- ・ 実施態勢

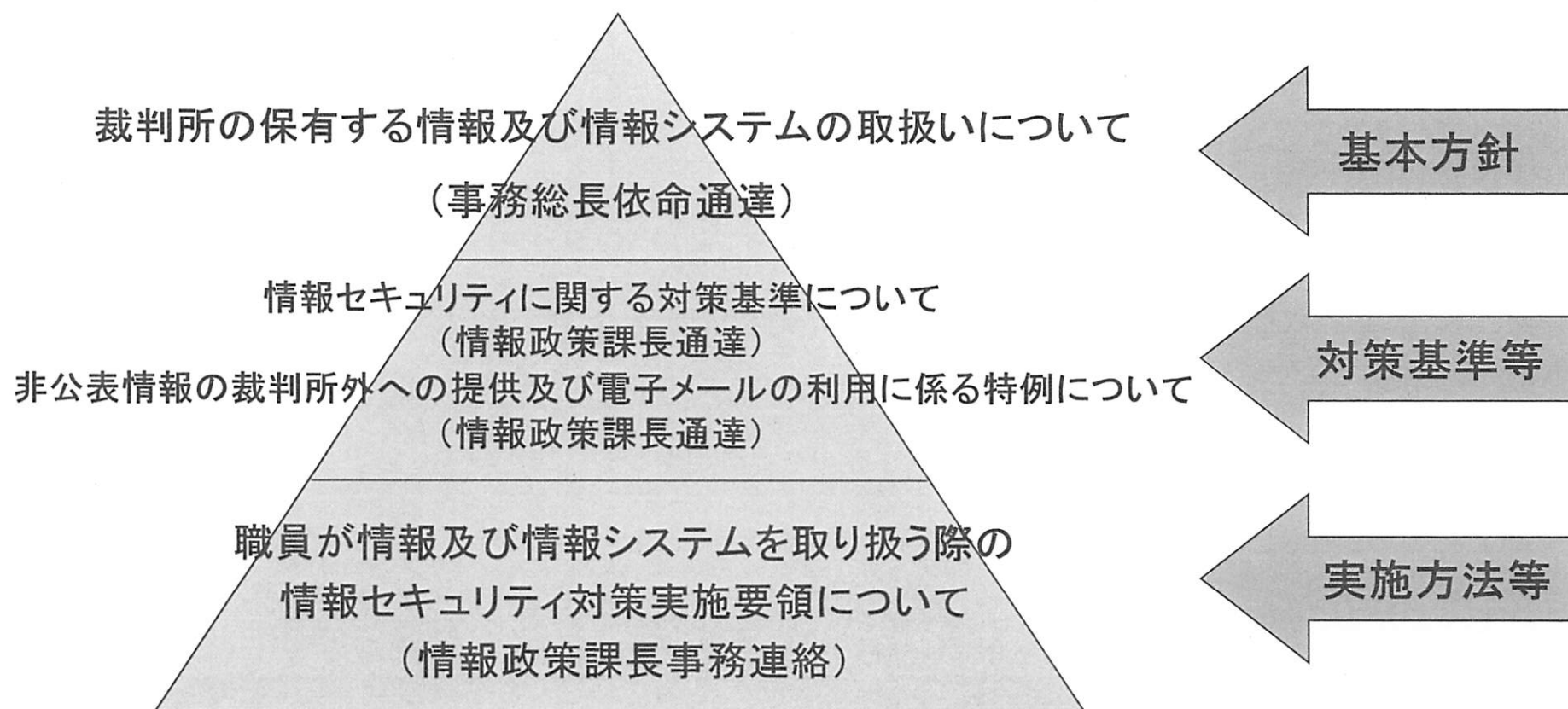
- ・ 既存の業務・システムの見直しも実施
- ・ 情報システムの在り方を検討する指針を明示

第2 管理者の役割(情報セキュリティと統計を中心として)

- 1 情報セキュリティの確保
- 2 統計数値の正確性の確保

1 情報セキュリティの確保

情報セキュリティポリシー (情報セキュリティ関連通達等)



各通達等は、J・NETポータルに掲載されている。

ログイン→「最高裁各局課等からのお知らせ」→「記事検索」→フリーワード「セキュリティポリシー」又は「セキュポ」で検索すると便利

標的型メール攻撃とは

特定の相手を狙い、送信者の詐称やタイトル・本文の巧妙な記述内容によって、ウイルスを仕込んだ添付ファイルを開かせたり、メールに記載されたURLをクリックさせ、コンピュータをウイルスに感染させる攻撃方法。ウイルス感染に気付きにくく、知らないうちに情報が窃取されたり、他のパソコンにウイルスが拡散する。

標的型メール攻撃により総務省の複数のパソコンがウイルス感染(震災関連資料に見せかけたウイルス)(平成23年11月)

長野県上田市の庁内ネットワークが標的型メール攻撃を受け、ウイルスに感染(平成27年6月)

東京大学の業務用パソコンが標的型メール攻撃を受けてウイルスに感染し、約3万6000件の個人情報が流出(平成27年7月)

JTBが標的型メール攻撃を受け(取引先の航空会社を装ったメールを開封)、約793万件の個人情報が流出した可能性(平成28年3月)

組織のセキュリティレベル

物理面，技術面の整備だけでは，情報セキュリティの確保は困難

- 組織のセキュリティレベルは最もレベルの低いところで決まる。
- たった1台のウイルス感染が原因となってウイルスが全国に拡大する可能性もある。

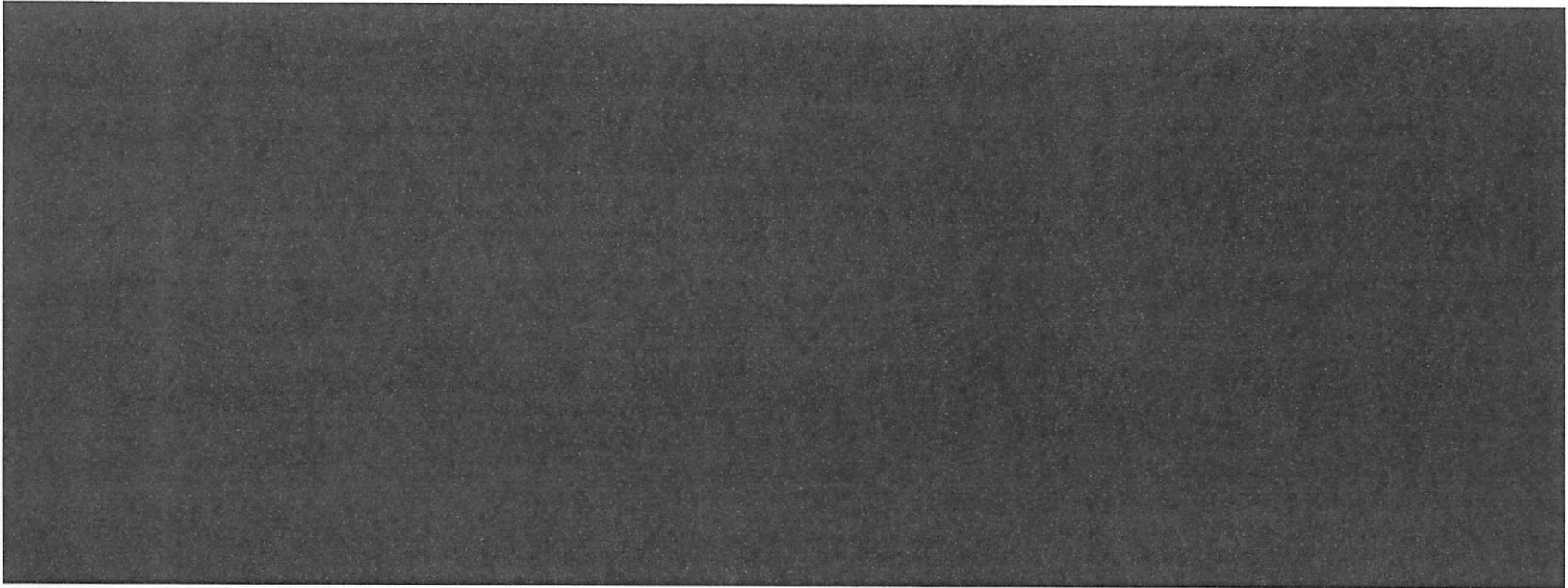


コンプライアンス(高い情報セキュリティ)の確保のためには，日頃から職員一人一人の情報セキュリティに対する高い意識と行動(予防)が不可欠

情報セキュリティとガバナンス

管理体制(前述の「事務総長依命通達」第3参照)

- 最高情報セキュリティ責任者 : 情報政策課長
 - ✓ 裁判所における情報セキュリティ対策に関する事務を統括
- 最高情報セキュリティアドバイザー : CIO補佐官



【管理者の役割】

- 職員の情報セキュリティに関する知識・意識の向上
- 情報セキュリティを確保するための実践的な行動
- 必要な方策を講じ、セキュリティを確保することにより、組織に対する信頼を守り、職員を守る
- 情報セキュリティ事故が発生した場合の迅速適切な対応

【実践的な行動の例①】

- (主任書記官等を通じて) 日常的な業務の中でのポリシー遵守状況の確認
- インシデント事務連絡等を用いての危機意識の醸成
- シール・プレート([REDACTED]
[REDACTED]), ポスター等を用いての注意喚起
- 転入者等を中心に研修・説明会の実施
[REDACTED]

インシデント対応体制

CSIRT(シーサート)

Computer Security Incident Response Teamの略。

- 組織で発生したインシデントに対処するために組織内に設置される体制のことをいう。
- 最高裁でも平成27年度の情報セキュリティポリシー改定の際、正式に整備された。

最高裁CSIRT構成員

- 最高情報セキュリティ責任者
情報政策課長
- CSIRT管理責任者
情報政策課参事官
- 最高情報セキュリティアドバイザー
CIO補佐官, CIO補佐官補助者
- CSIRT管理補助者
情報セキュリティ係担当課長補佐・専門官
情報政策課情報セキュリティ室情報セキュリティ係長及び係員

情報セキュリティと説明責任

情報セキュリティインシデントが発生すると・・・

□当事者等への対応

□報道対応

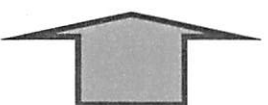
※インシデント発生に加え、公表の遅れがあれば隠ぺいを疑われるなど、一層対外的信用を損なう。

2 統計数値の正確性の確保

統計データの重要性

- 統計データは、全ての司法行政における基
本資料である。
- 司法統計に対する関心の高まり

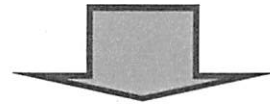
- 裁判員裁判の動向(裁判員法103条による公表)
- 迅速化検証(検証結果を公表)



裁判所内外への正確な統計の迅速な提供が
求められている。

誤った統計報告による影響

- 適切な裁判運営の検討や裁判所内の人的、物的な施策を誤るおそれ
- 裁判所組織への信頼性も損なうおそれ



重大なコンプライアンス違反

統計報告における過誤事例

【事例1】

民事第一審訴訟事件票(地裁), 行政第一審訴訟事件票及び民事第一審訴訟事件票(家裁)で報告する「上訴の有無」の項目が, 多くの庁で大きく誤っていた。

【原因】

事件票提出後に上訴があった場合には, その旨の追加報告(地裁MINTASでは, MINTASの事件票情報の上訴の有無を「有」に修正して登録)をする必要があるが, この処理を失念している。

【影響】

- ・ 公表数値(迅速化検証報告書)の訂正
- ・ 国会, マスコミ等への対応

統計報告における過誤事例

【事例2】

少年一般保護事件票で報告する「付添人」の項目が、複数の庁で大きく誤っていた（各地の弁護士会からの指摘により判明した。）。

【原因】

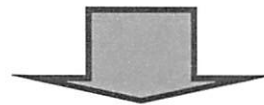
事件票を作成する際の事件記録の確認及び作成した事件票の確認が十分に行われていない。また、少年事件処理システムの導入庁では、同システム上、事件情報として付添人情報が入力されれば、事件票作成画面の「付添人」欄に「有」が、入力がない場合は「無」が自動的に表示される仕様となっているため、事件情報として付添人を入力していない場合、事件票作成画面を十分確認しないと誤った報告となる。

【影響】

- ・ 公表数値の訂正
- ・ 対外対応（弁護士会への謝罪等）

過誤事例から見る問題点

- 統計事務に対する個々の職員の知識の欠如を補うための取組がなされていない
- 正確な統計報告をするための事務フローが確保されていない
- 誤りが判明した際に、組織として適切な対応がとられていない



ガバナンス上の問題

【統計事務に関する取組】

- H28. 2, 3月に8高裁と意見交換会を実施し、その結果を還元する際に、各庁の実情に応じて適切な事務フローを検討するように指示
- H29. 1 統計執務資料の送付
- 今後も、追加の執務資料の提供や、最高裁からの効果的な情報提供の在り方を検討

【実践的な行動の例】

- 統計数値の重要性及び誤った報告をした場合の影響等について、ミーティング等で職員に十分説明するよう管理職員に指示をする。
- 統計報告事務の現状把握に努め、問題となる状況を把握した際には、速やかに適切な対応のための行動を取る（影響範囲によっては事務局との連携も重要）。
- 配布した統計執務資料等を参考に、事務処理態勢や事務フローの見直しを検討する。